

(仮称)総合子どもセンター等の検討状況について

区では、子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施するため、児童相談所機能を含む(仮称)総合子どもセンターについて令和3年度(2021年度)の開設に向けた準備を進めている。

(仮称)総合子どもセンター等の開設に向けた検討状況については、以下のとおりである。

1 業務開始日

(1) (仮称)総合子どもセンター

令和3年(2021年)11月29日(月)

※ 児童相談所機能の開始日

令和4年(2022年)2月1日(火)

(2) 教育センター

令和3年(2021年)11月29日(月)

2 (仮称)総合子どもセンターの機能

(仮称)総合子どもセンターでは、地域の関係機関との連携強化を始め、地域資源を最大限に活かし、子ども・教育にかかる専門性の高い相談支援・指導・措置等、切れ目のない支援等を迅速、的確、総合的に展開する。

また、対応事例や課題のある子ども・若者をめぐる環境の変化等の分析、検証を行いノウハウを蓄積するとともに、課題のある子ども・若者や家庭にかかる対応方針の提案を行うなど、関係機関や区の関連部署の対応力強化を支援する。

(1) 総合相談

養護、障害・発達、非行、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもり等の課題のある子ども・若者とその家族に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を一元的に実施する。

(2) 児童相談所・虐待等専門相談

区が設置する児童相談所機能と、現在の子ども家庭支援センター機能を統合、一体的に運営することにより、切れ目のない効果的な相談・支援を行う。

(3) 若者支援

ひきこもり等により社会生活への適応に課題のある若者とその家族に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施する。

(4) 発達支援施策調整

障害や発達に課題のある子どもの早期発見及び一貫した支援を継続するための制度整備・調整・啓発を行う。

(5) 特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握と適切な教育や指導、支援、巡回相談を通じて、一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな対応を推進する。

(6) 就学相談

幼児・児童・生徒の発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供するため、個々の状態に応じた相談を行う。

(7) 教育相談（教育センター）

学業・進路、不登校、いじめ、性格・行動・発達など、子どもに関わる問題についての相談を行う。

(仮称)総合子どもセンターの機能イメージ

